

さいたまここに人あり

子どもの視点を真ん中に

地域、学校、法律が協同して支援を



弁護士

柳 重雄さん

子どもの視点を
もった法律家を
育てるために

獨協子どもと法律事務所と地域と子どもリーガルサービスセンターは、獨協法学科大学院と同時に設立しました。子どもをめぐる地域や家庭、学校などの相談機関として、子どもの視点に立った相談機関であるとともに、子どもを支援する法律家をそだてることをコンセプトに、10年前にスタートしました。

法律事務所の5人の弁護士は、リーガルサービスセンターと協同して、いじめ、少年事件、両親の離婚や子どもの監護権・親権の問題に取り組んできました。残念ながら来年で法科大学院が閉鎖をするこ

プロフィール 獨協地域と子ども法律事務所所長、獨協大学法科大学院
特任教授、自由法曹団埼玉支部支部長、農林業と食糧・健康を守る埼玉
連絡会会長、秘密保護法を撤廃させる埼玉の会代表。

とになりました。しかし、リーガルセン
ターと法律事務所は、獨協大学の対外施
設として存続していく予定です。

専門家、行政、 市民と連携し 子どもを支援

法科大学院のなかに将来の法曹を育て
るというコンセプトのもとに、法律事務
所をつくりました。地域と子どもリーガ
ルサービスセンターは、小児科医や臨床
心理士、教育カウンセラーなど、子ども
に関する専門家とボランティアなどが相
談や支援活動をおこなっています。無料
で親や子どもたちからの相談を受けつけ
ています。相談にあたるだけではなく、
いろいろなかたちで子どもたちや親の支
援をします。

たとえばはじめであれば臨床心理士の
方を紹介したり、実際に学校と交渉をし
たりもします。そのなかで弁護士が必要
であれば、一緒に対応することもありま
す。少年事件のような犯罪を犯した場合
には、家庭裁判所や刑事事件としての手

続きには弁護士も必要でしょうが、その
子どもを家庭的にも社会的にも支えるこ
とも必要です。裁判所の手続きが終わっ
たら、それで解決ということはないです
から。そういうところをリーガルセンタ
ーと弁護士とが協同で取り組んでいくの
です。

子どもたちがおかれている現状をよく
見つめながら、法律家としての役割を果
たしていく。その役割とは、弁護士とは
事件を引き受けて、お金をもらって処理
するというのが基本的な姿勢かもしれま
せん。ですが、社会の現実や子どもたち
の状況はそんなに甘くはないのであつ
て、弁護士が弁護士としてやるべきこと
はやるが、弁護士にできないさまざまな
ことは専門家や支援機関、ボランティア
と連携してネットワークをつくりながら
対応していくことが、子どもたちの本当
の需要にあつた姿勢なのかなと思いま
す。

そういうことを、これから司法試験を
受けようという法科大学院の学生が見て
いく、そういう視点を持った法律家を育
てることは重要です。充分ではありません
が、そうした役割を担ってきたと思っ
ています。

子どもの視点で 問題解決を

いま、貧困問題や格差社会といわれて
いて、働く人たちが大変な状況です。貧
困は、子どもたちの生活に大きな影響を
与えています。相談に来る子どもたちを
めぐる生活状況も、大変な状態だと感じ
ます。

DVや離婚など、家庭がうまくいかず
に、そのしわ寄せが子どもたちに行くこ
とになります。そうしたときに、弱者で
ある子どもや女性たちがきちんと生活で
きる状況には、まだなっていないと感じ
ます。

また、こうした問題を解決するときに、
子どもの視点でものごとが見られていな
いと感じます。子どもたちがどう受け止
め、どう考えるかを中心にして考えられ
ていない。それによって子どもが一人の
人間として大事にされなくなり、そうし
た考え方が虐待やいじめの問題につなが
っているように感じられてなりません。
弁護士が事件を受けて裁判を起こして

それが決着しただけでは、子どもの問題は解決しません。どこではじまってどこで終わるか、それさえもはつきりしない。厳しい社会的な関係のなかに子どもたちが置かれているように感じます。

いま私は、子どもの監護権問題も取り扱っています。離婚や別居などのなかで、子どもの奪い合いのようなことが起こっています。そういうなかで、子どもの視点をとりいれて子どもの権利をどう保障するかが関心のあるところです。

2013年に新しく「家事事件手続法」が成立し、子どもの思いを代弁する「子どもの手続き代理人制度」という制度ができました。しかし、まだまだ一般的に広がっていません。

相談活動からみる 子どもたち、 先生の状況

最近では、いじめの問題で子どもが本当に追い込まれて自殺するという事件も少なくありません。リーガルセンターには、いじめにあった子どもさん、親ごさんか

らの相談もあります。いじめる生徒が許せない、という気持ちで相談に来る人もいます。いじめた生徒から裁判で訴えられてしまったという相談もありました。学校の先生から、相談を受けることもあります。

いじめが起こっていることを学校が気付かないことが多いように思います。気付かないうちに事態が深刻化し、転校せざるをえなくなったり、子どもの心に重大な被害を残すようなことになってしまふ。そうなる前に、学校が早期に把握して問題に対処することが重要になってきます。

学校が問題を把握してきちんと対応してくれなかったから、学校に対してなんとかしてほしいという親ごさんも少なくありません。その方たちとよく話し合いをして、学校ともきちんと話をし、場合によっては学校にも反省をしてもらい、謝罪してもらうこともありました。そこから前向きに解決することができたケースもありました。

いじめられてつらい思いをしている子どもへの対応だけでなく、いじめる側の子どもたちに対してどう対応し、指導していくかも重要なことだと思えます。い

じめた側を悪者として片付けてしまえばいいということではありません。被害を回復し、二度と起こさないためにも、いじめた側の子どもをどう教育していくかも重要な課題です。

いま、先生たちは多忙を極めるなか、とても大変な状況にあると思います。

学校側がなかなか本当のことを言ってくれなかったり、信頼関係を築けないと感じることもあります。子どもの問題は学校や先生たちだけでは解決できません。率直に胸襟を開いて、お互いに問題を把握して、子どもの視点を真ん中にして解決していくんだという姿勢をもってくれると良いと思います。法律家を信頼して、お互いにネットワークをつくって協同していけたら良いと思います。

日本弁護士連合会でも、学校のなかにおける法律家の役割に注目しています。

リーガルセンターへの相談内容

発達障害	21
子育て不安	15
不登校・引きこもり	12
家族関係・親子関係の問題	12
子どもの心理面での不安	10
離婚・DVの問題	8
養育・親権の問題	7
学校等の対応の問題	6
子ども同士の人間関係	4
就学・進路の問題	4
虐待・養育困難	3
非行・虞犯	3
体罰・暴言	3
いじめ	2
法的支援	1
その他	7
合計	118

子どもたちに 日常のなかで 憲法を語って

いま、若い弁護士たちが戦争法の制定や憲法をめぐる情勢に危機感を持ち、憲法問題の学習会などで奮闘しています。「憲法カフェ」は、ふつうのお母さんたちが政治について語りあう、これまでの運動を切りひらいた取り組みだと思えます。また、生活保護違憲訴訟や「九条俳句」訴訟、年金切下げ違憲訴訟など、人びとと一緒にたたかっている事件にも、若い弁護士たちが多く取り組んでいます。

私は埼玉で弁護士になって40年。多くの労働事件にも関わってきました。一番思い出に残っている事件は、日本ケミファの労働争議です。弁護士になって6、7年目のころ、全国で1000人の社員のうち700人で労働組合をつくりました。社長は大の組合嫌い、組合つぶしにかかり、あつという間に50人くらいになった事件がありました。組合員差別とたたかい、第一次争議、第二次争議とたたかいつづけ、2005年に第三次争議が勝利的に終結しました。初

代組合委員長の方を大学院の講義に呼んで、学生たちにお話をしてもらうこともありました。

今年7月から18歳選挙権が施行されましたが、学生を見ていると一般的に保守化していると感じます。法律家にとって、憲法をどのように社会で実践していくかは重要な課題です。

私は1999年にオランダのハーグでおこなわれた世界平和市民会議に参加しました。そこで、20世紀は戦争の世紀だったが、21世紀は戦争のない時代にしようと話し合われました。日本国憲法はその精神をあらわした、世界に誇る憲法であると思えます。先生たちには、子どもたちの前で憲法のすばらしさを伝えてほしいと思えます。憲法を語ることは、政治を語ることはありません。当たり前の日本の「システム」を語るだけなのです。310万の日本人と2000万のアジア人の犠牲の上に「二度と戦争をしない」と決意して制定された憲法が、いまの社会でどういう意味を持つか、教員一人ひとりが考えて日常的に子どもたちに伝えることが大切だと思います。日本の憲法に自信を持って、子どもたちに伝えてほしいと思えます。



- 獨協大学 地域と子どもリーガルサービスセンター
2007年に設立した、子どもに関する相談機関。子どもの問題は、子ども自身の課題だけでなく、家庭・学校・地域などがそれぞれ関わり合いあらわれてきます。センターでは、子どもに関する相談であればまるごと受け止め、専門家・市民などと一緒に問題・課題の解決のための支援をおこなっています。
- ◆ 所在地 草加市松原1-1-10
月々金9時〜17時
- ◆ 相談専用窓口 048(946) 1771
- 獨協地域と子ども法律事務所
リーガルサービスセンターに併設された「獨協地域と子ども法律事務所」では、法的な相談にも対応しています。
- ◆ 所在地 草加市松原1-1-10
電話 048(946) 1730
FAX 048(946) 1733